

駐車監視員活動ガイドライン

令和2年9月1日改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

重点路線	◎ 最重点路線	重点時間帯
	路線 (区間)	
重点路線	市道堀田高岳線 (高辻交差点付近～地下鉄堀田交差点)	7時～22時
	県道岩崎名古屋線 (地下鉄堀田交差点～妙音通2丁目交差点)	7時～22時
重点路線	○ 重点路線	重点時間帯
	路線 (区間)	
重点路線	県道岩崎名古屋線 (妙音通2丁目交差点～昭和高校前交差点)	7時～22時
	市道名古屋環状線 (桜山交差点付近～新瑞橋)	7時～22時
	県道関田名古屋線 (石川橋交差点～弥富通3丁目交差点)	7時～22時
	山手グリーンロード (牛巻交差点～清水ヶ岡交差点)	7時～22時

重点地域	◎ 最重点地域	重点時間帯	
	地域 (町名)		
重点地域	名鉄堀田駅 周辺地区	7時～22時	
	○ 重点地域		
	瑞穂競技場周辺地区	7時～22時	
	新瑞橋 周辺地区	7時～22時	
	穂波地区	7時～22時	
	豊岡地区	7時～22時	
	瑞穂地区	7時～22時	
	陽明地区	7時～22時	
	井戸田地区	7時～22時	
	汐路地区	7時～22時	
	弥富地区	7時～22時	

愛知県瑞穂警察署